

令和6年度 国民健康保険 特別会計 決算

～歳入歳出決算状況～

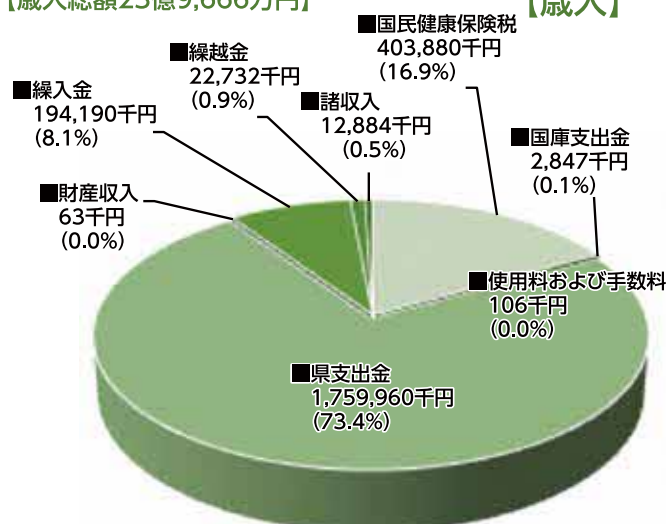
令和6年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入が23億9,666万円、歳出が23億7,028万円となりました。歳入、歳出差し引き残額2,638万円を令和7年度に繰越しました。

山都町では保険給付費（1人当たり）の抑制を目標に、町民の健康保持・増進のための特定健康診査事業等を実施し、生活習慣病・重症化の予防および医療費の適正化に取り組んでいます。

今後も歳入、歳出の両側面から、国保財政運営の健全化に向け様々な取り組みを行います。

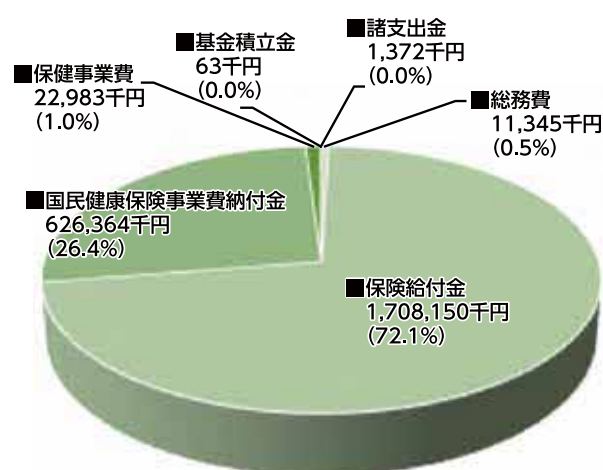
【歳入総額23億9,666万円】

【歳入】



【歳出総額23億7,028万円】

【歳出】



一人当たり保険給付費と国保税

令和6年度における一人当たりの保険給付費（診療費・調剤などの費用）は51万2,201円で、一人当たりの国保税は10万4,149円となりました。一人当たりの医療費は、前年度より、8,668円増加しました。

保険給付費の増加と国保税の減収により、国保財政は極めて厳しい状況にあります(※)。

(※) 令和6年度単年度収支 ▲2,628万円の赤字



特定健診受診状況

生活習慣病の予防のために、対象者（40歳～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目した特定健診を行っています。令和6年度の受診率は58.3%（速報値）と、前年度（59.5%）を下回りました。

令和7年度は、未受診者対策を講じ、受診率を上げるとともに、高血圧・高血糖・脂質異常・腎機能低下の方を対象に、保健師による保健指導を重点的にを行います。



10月は国民健康保険の適用適正化月間です

1. 国民健康保険の加入・脱退の届出は「14日以内」に

退職などによる国民健康保険への加入の届出が遅れると、国保税は資格取得した月までさかのぼって支払う必要があります。また、加入していない期間の医療費が全額自己負担になることがあります。なお、就職などの理由で国保を脱退する人は、脱退の届出が遅れると、国保税と社会保険の保険料と二重払いになることがあります。

2. 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがありますので、勤務先にご相談ください。

3. 申告を忘れずにしましょう

加入者は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減の適用および医療費の限度額申請時の判定ができません。